

連携研究協定書

国立大学法人島根大学法文学部 (以下「甲」という。)と日鉄テクノロジー株式会社 研究試験事業所 文化財調査・研究室 (以下「乙」という。)は、下記のとおり、「東アジアにおける青銅器の原料・鑄造技術にかんする学際的研究」の目的で連携研究(以下「本連携研究」という。)を行うため、連携研究協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(用語の定義)

第1条 本協定において、次に掲げる用語は次の各号に定める定義により解釈されるものとする。

- (1)「研究成果」とは、本協定に基づき得られたもので、本連携研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の成果をいう。
- (2)「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権及びプログラム等の著作物及び著作権の対象となるものについては創作をいう。
- (3)「研究担当者」とは本連携研究に従事する甲及び乙に属する者であり、次条第5号に規定される者をいう。

(研究題目、研究実施場所等)

第2条 甲及び乙は次のとおり、本連携研究を実施するものとする。

(1)研究題目 「東アジアにおける青銅器の原料・鑄造技術にかんする学際的研究」

(2)研究内容 日本列島の弥生時代から古墳時代の青銅器生産の実態を究明し、東アジアにおけるその特質を明らかにするため、とくに素材となる原料の入手さらには鑄造技術の受容に着目し、考古学と分析化学による学際的研究をおこなう。該期の列島青銅器生産を検討するため、対象資料は列島産だけでなく中国大陸産ならびに韓半島産の青銅器を含める。分析化学的手法としては、原料素材の特定のために組成分析(ICP分析)と鉛同位体比分析、鑄造技術の解明のために金属組織観察を実施する。そして上記の分析化学から得られた所見を、考古学による青銅器の工人・工房論や年代論とつぎあわせることで、日本列島における青銅器生産を素材原料・鑄造技術といった観点から東アジア史のなかで位置づける。さらに、青銅器の原料入手と製品流通がもつそれぞれの社会的意義を明らかにしたうえで、青銅器の生産・保有が初期国家形成において果たした歴史的意義に迫ることをめざす。

(3)研究分担 甲：研究の企画・立案、考古学による考察

乙：分析化学に関する立案・実行、分析化学結果に対する考察

(4)研究実施場所 甲所有の研究室及び乙の事業所

(5)研究担当者 研究代表者には氏名に◎を付す。

区分	氏 名	所属部署	職名	本連携研究での役割
甲	◎岩本 崇	国立大学法人島根大学 法文学部	准教授	連携研究の取り纏め、実務担当
	平郡 達哉	国立大学法人島根大学 法文学部	准教授	実務担当
	清水 邦彦	国立大学法人島根大学 法文学部	講師	実務担当
	坂川 幸祐	国立大学法人島根大学 法文学部	講師	実務担当
乙	◎渡邊緩子	日鉄テクノロジー株式会社 研究試験事業所 文化財調査・研究室	室長	分析全般に関する実務担当

	末廣正芳	日鉄テクノロジー株式会社 研究試験事業所	テクニカル アドバイザー	材料科学に基づく 分析の立案・考察
	迫田章人	日鉄テクノロジー株式会社 研究試験事業所	テクニカル アドバイザー	腐食科学に基づく 分析の立案・考察

(期間)

第3条 本連携研究の研究期間は、令和6年10月1日から令和8年3月31日までとする。

2. 天災その他不可抗力により、甲又は乙が本協定に規定される債務を継続的に履行することができないときは、甲乙協議のうえ、本連携研究を中止し、又は前項に定める研究期間を短縮することができるものとする。この場合において甲又は乙はその責めを負わないものとする。
3. 本条第1項に定める本連携研究の研究期間は、当該期間満了1か月前までに、甲又は乙から更新に関して申出があった場合には、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

(研究担当者の追加)

第4条 甲及び乙は、それぞれ本連携研究の研究担当者以外の者を新たに本連携研究の研究担当者として参加させようとするときは、事前に相手方の承認を得るものとする。

(費用)

第5条 甲及び乙は、それぞれ下表に定める費用を負担するものとする。

No	項目	費用負担割合	研究分担	備考
1	考古学分野にかかる研究全般	甲：100%	甲	
2	化学分析に供する資料の選定および準備他	甲：100%	甲	
3	乙施設の分析装置による文化財の化学分析（主に組成分析と鉛同位体比測定等）	甲：100%	乙 （ただし文化財の 取扱い責任は甲）	東京大学でのサンプリングにかかる費用は乙が負担
4	乙施設の分析装置による文化財の材質・構造調査（組織観察や腐食状況調査等）	甲：50% 乙：50%	甲 乙	甲：分析に供する資料にかかる事項 乙：分析全般

2. 甲及び乙は、前項に定める費用のほか、自己の研究の履行に要する費用（出張費等）をそれぞれにて負担するものとする。

(設備等の提供)

第6条 甲及び乙は、次に掲げる施設又は設備（以下「施設等」という。）を善良な管理者の注意をもって、本連携研究の用に供するものとする。

区分	施設等の名称及び所在地
甲	名称：国立大学法人島根大学
	所在地：島根県松江市西川津町 1060 番地
乙	名称：日鉄テクノロジー株式会社尼崎事業所
	所在地：兵庫県尼崎市扶桑町 1 番 8 号

2. 甲及び乙は、前項の区分に従い、自己の負担と責任において、自己の施設等を使用して研究を遂行するものとする。

(事故時の損害賠償)

第7条 故意又は過失により相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。ただし、賠償すべき損害は直接損害に限定されるものとし、特別損害は含まれないものとする。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、本連携研究の実施に当たり、次の各号の規定に該当する情報（以下「秘密情報」という。）を、秘密として管理するものとし、本連携研究を実施する上で必要最小限度の自己の役員、職員及び従業員に対してのみ開示できるものとし、それ以外の者に開示し又は漏洩してはならないものとする。

- (1) 文書、書類その他有体物を媒体とする情報であって、当該文書等に秘密情報である旨の表示が付されて開示された情報
 - (2) 電子的若しくは磁気的方法によって記録される媒体に保存される又は電子メールに添付される電子情報であって、当該電子情報を出力装置の映像面等に表示する等可読性のある状態にした際に、当該電子情報が秘密情報である旨が明らかになるよう適切な表示をするとともに、秘密情報である旨を当該電子情報に添付する送付状又は電子メールの本文に表示し、かつ、記録媒体に記録して提供する場合は当該記録媒体にも表示して開示された情報
 - (3) 開示の際、口頭で秘密情報である旨を告知した上で口頭で開示され、その開示の日から10日以内に当該秘密情報が秘密である旨記載した書面に当該秘密情報の要約を記して交付された秘密情報
2. 甲及び乙は、相手方から開示を受けた秘密情報について、従業員等がその所属を離れた後も含め秘密を保持する義務を、当該従業員等に対し負わせるものとする。
3. 次の各号の規定に該当する情報については、本条に定める秘密情報に該当しないものとする。
- (1) 開示前に公知であったもの
 - (2) 開示の時点で秘密情報の開示を受けた当事者が既に保有していたもの
 - (3) 開示後に秘密情報の開示を受けた当事者の責めに帰すことなく公知となったもの
 - (4) 秘密情報の開示を受けた当事者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得したもの
 - (5) 秘密情報の開示を受けた当事者が当該秘密情報によることなく独自に開発したもの
4. 本条の規定にかかわらず、甲及び乙は、法令の定めに基づく裁判所又は行政機関等からの法令の定めに従った命令等により、秘密情報の開示の義務を負ったときは、当該裁判所又は行政機関等に対し、これを開示できるものとする。ただし、その場合、当該開示の義務を負った当事者は、法令の定め抵触しない限り、速やかに相手方に開示を行う旨文書で通知するとともに、必要最小限の開示に止める等可能な限り秘密保持の措置を講ずるものとする。
5. 甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報を本連携研究以外の目的に使用してはならないものとする。
6. 甲及び乙は、相手方から開示を受けた秘密情報について、善良なる管理者の注意をもって管理を行うものとする。
7. 甲及び乙は、本連携研究が終了したとき、本連携研究が中止になったとき又は相手方から要求があったときは、相手方から開示を受けた秘密情報及びその複製物を相手方にただちに返却するものとする。ただし、当該秘密情報の開示を受けた当事者は、返還に代えて、その消却の措置を講ずることができるものとする。消却の措置を講じた場合には、その事実並びに消却の日時、対象及び方法を相手方に報告するものとする。

(権利の保証)

第9条 甲及び乙は、本連携研究の遂行に当たり相互に開示する情報につき、相手方に開示する正当な権限を有している情報のみを開示するものとする。

2. 甲及び乙は、前項の規定に反した場合、又はそのおそれのあることが判明した場合には、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、自己の責任と負担において処理、解決するものとする。

(研究成果の報告)

第10条 甲及び乙は、双方協力して、本連携研究の研究期間の終了日までに、本連携研究の研究期間中に得られた研究成果について、共同で研究報告書を作成するものとする。

2. 甲及び乙は、研究報告書の作成後、本連携研究の研究期間の終了日までに、共同で研究報告会（以下「研究報告会」という。）を開催するものとし、次の各号に規定する事項を確認、決定するものとする。
 - (1) 本連携研究において、甲及び乙が個別に、又は共同して、発明等した知的財産権の内容及び帰属
 - (2) 本連携研究において発生した発明等のうち、秘密として管理し、第三者への公開を行わないと指定

するもの（以下「指定ノウハウ」という。）

（3）研究報告書の内容並びに社外公開の有無及び範囲

3. 前項第2号の規定によって指定された指定ノウハウについて、甲及び乙は、当該指定ノウハウについて、ノウハウとして秘密管理すべき年限を研究報告会で決定するものとし、対象となる指定ノウハウと秘密管理する期間を甲乙間で別途覚書として取り交わすものとする。
4. 甲及び乙は、次の各号の規定に従い、指定ノウハウを管理する。
 - （1）甲及び乙は、前項に規定する覚書により定められた期間、指定ノウハウを秘密として管理し、第三者に対し、指定ノウハウを開示又は漏洩しないものとする。
 - （2）指定ノウハウが第8条第3項に該当したときは、当該ノウハウは指定ノウハウを解除されたものとする。
 - （3）甲及び乙は、指定ノウハウを自己の研究活動に供する目的でのみ無償で 사용할 ことができるものとする。

（成果の公表）

第11条 甲及び乙は、本協定期間内において、本連携研究の成果の発表又は公開を行う場合には、相手方と事前に協議するものとし、書面によりその内容、発表方法、時期及び発表者等について相手方の同意を得た上で行うものとする。

（発明等の帰属）

第12条 本連携研究の研究期間において、本連携研究に基づき発明等の知的財産権が生じた場合には、第10条第2項に定める研究報告会において相互に通知しなければならないものとして、また、その帰属については、以下の各号のとおり定め、第10条第2項の規定により決定するものとする。

- （1）甲又は乙の研究担当者がそれぞれ単独でした発明等に係る知的財産権は、甲又は乙の単独保有とするものとする。
 - （2）甲及び乙の研究担当者が共同でした発明等に係る知的財産権は、甲及び乙の共有とし、出願等に関わる費用を乙が全額支払い、共同して出願等を行うものとする。
 - （3）共有に係る知的財産権を外国出願しようとする場合は、事前に甲乙協議を行い、前号に準じて出願手続を行うものとする。
2. 本連携研究に係る知的財産権発明等の出願及び持分について、本協定以外の定めがある場合にはそれに従うものとする。
 3. 甲及び乙は、知的財産権における著作権の取扱いについて、別途協議して取り扱うものとする。

（発明等の実施）

第13条 甲及び乙は、それぞれ、前条第1項第2号及び第3号に規定される知的財産権に係る発明等は無償で実施又は利用することができるものとする。

（知的財産権の保全）

- 第14条 甲及び乙は、第12条第1項第2号及び第3号に規定される知的財産権の取得及び維持に関し、第三者から異議申立て、審判、訴訟等を提起された場合には、当該知的財産権の取得及び維持のために相互に協力するものとする。
2. 甲及び乙は、本連携研究を実施するに当たり、相手方又は第三者の知的財産権を侵害するおそれのある研究の実施、相手方への資料の開示、研究報告書の作成を実施しないものとする。
 3. 知的財産権の侵害について、第三者から警告並びに損害賠償、差し止め及び侵害物の除却の請求があった場合は、甲及び乙は、協力してこれに対応するものとする。

（第三者による権利侵害）

第15条 甲及び乙は、第12条第1項第2号又は第3号に定める知的財産権を第三者が侵害したことを知ったときには、直ちに相手方に通知し、その対応について協議の上、相互に協力して対処するものとする。

2. 前項に定める対処のための費用は、乙の負担とする。

(改良発明)

第16条 甲及び乙は、本協定の期間満了3年以内に研究成果に関し改良発明等を行ったときは、遅滞なくその旨を相手方に通知し、その帰属及び取扱いについて甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

(実施の許諾)

第17条 甲及び乙は、第12条第1項第1号に規定する単独保有に係る知的財産権及び指定ノウハウについて、相手方から実施又は利用許諾の申出があった場合は、許諾について協議を行うものとする。

(輸出管理)

第18条 甲及び乙は、本協定に基づき提供する製品、情報、資料、又は研究成果及びその複製品を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管又は運用等の目的、軍事用途の目的その他の国際的平和及び安全の維持の妨げとなる目的（以下「国際的平和を妨げる目的」という。）で自ら利用してはならない、又は第三者に利用させてはならないものとする。

2. 甲及び乙は、相手方が本協定に基づき提供する製品、情報、資料、又は研究成果及びその複製品を、前項に定める国際的平和を妨げる目的を有する者に販売、譲渡、輸出、賃貸又は使用許諾してはならないものとする。
3. 甲及び乙は、本連携研究の成果である又は相手方より提供された製品、情報、資料、並びに研究成果及びその複製品を輸出し、販売し、移転し、又は非居住者へ提供し、若しくは使用させる場合は、「外国為替及び外国貿易法」その他国内外において適用される輸出管理に関する法令及び規則を遵守しなければならないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第19条 甲及び乙は、自己または自己の代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜団体または政治活動標榜団体等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲又は乙が、本契約又は個別契約等の定めに基づき実施する業務の一部を第三者（当該第三者が本業務の一部を再委託するときは、再委託先を含む。以下、同じ。）に委託する場合において、当該第三者が反社会的勢力あるいは第1項各号の一にでも該当することが判明した場合、他方当事者は、委託を行った当事者に対し、当該第三者への委託を取りやめるなど反社会的勢力を排除するために必要な措置をとるよう求めることができる。
3. 甲又は乙は、第1項の確約に反して、相手方またはその代理人若しくは媒介する者が反社会的勢力あるいは第1項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約又は個別契約等を解除することができる。
4. 甲又は乙が、第三者への委託を行った当事者に対し、第二項に基づき反社会的勢力の排除に必要な措置を求めたにもかかわらず、当該当事者が従わなかった場合には、その相手方当事者は、本契約又は個別契約等を解除することができる。
5. 第三項又は第四項の定めにより、甲又は乙が本契約又は個別契約等を解除した場合、解除された当事者

は、当該解除により生じる損害に対して一切の請求を行わないものとする。

(有効期間)

第20条 本協定の有効期間は、第3条に定める研究期間とする。

(存続条項)

第21条 前条に基づき本協定が終了した場合は、第8条、第10条、第11条の存続期間は3年間とする。ただし、第7条、第9条、第12条から第18条、第19条及び第21条から第23条の効力は存続するものとする。

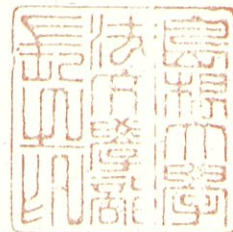
(協議解決)

第22条 本協定に定めのない事項及び本協定の条項に疑義が生じたときは、甲及び乙は、誠実に協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第23条 本協定に関する一切の紛争については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。



令和6年9月30日

甲 島根県松江市西川津町1060番地
国立大学法人島根大学法文学部
学部長 浅田 健太郎



乙 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル3階
日鉄テクノロジー株式会社
常務取締役 研究試験事業所長 林 俊



連携研究変更協定書

国立大学法人島根大学法文学部（以下「甲」という。）と日鉄テクノロジー株式会社 研究試験事業所 文化財調査・研究室（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結した「東アジアにおける青銅器の原料・鑄造技術にかんする学際的研究」の目的で連携研究（以下「本連携研究」という。）を行うための連携研究協定（令和6年9月30日締結。以下「原協定」という。）の一部を変更する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（研究期間）

第1条 原協定第3条を以下の通り変更する。

本連携研究の研究期間は、令和6年10月1日から令和10年3月31日までとする。

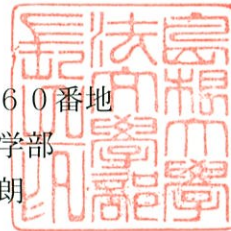
（原契約）

第2条 本協定に定める以外、原協定の規定は引き続き有効に存続する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年2月27日

甲 島根県松江市西川津町1060番地
国立大学法人島根大学法文学部
学部長 浅田 健太郎



乙 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル3階
日鉄テクノロジー株式会社
常務取締役 研究試験事業所長 江 藤

